

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年5月28日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 鹿児島営繕事務所長 森下 史仁

1 工事概要

(1) 工事名 古仁屋海上保安署（R6）建築改修その他工事外1件工事（電子入札及び電子契約対象案件）

(2) 工事場所 【A工事】鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋字船津35-1

【B工事】鹿児島県奄美市名瀬長浜町1-1

(3) 工事内容 下記による。

【A工事】古仁屋海上保安署の外壁改修、塗装改修、建具改修、屋根防水改修等を行う工事である。

1) 庁舎 鉄筋コンクリート造 地上3階建 改修1棟

延べ床面積 751.53㎡

2) 電気設備 改設一式

3) 機械設備 改設一式

【B工事】名瀬合同庁舎の車庫棟の建具改修工事等を行う工事である。

1) 車庫棟 鉄筋コンクリート造 平屋建 改修1棟

延べ床面積 204.52㎡

2) 電気設備 改設一式

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年2月4日まで（B工事は令和6年12月12日まで）

(5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の工事のうち、品質確保の為に体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(6) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(7) 本工事は、企業の技術評価において、工事の成績や表彰実績を加算対象外、及び技術者の技術評価を加算対象外とすることで、直轄工事の実績がない企業の新規参入を促すとともに、資格を持った技術者に対して、監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的とする、「営繕チャレンジ型」の試行工事である。

- (8) 1. 本工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。
- ①建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。ただし、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、鹿児島県内の工事でなければならない。
 - ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ⑧監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別記様式3-1を提出すること。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る提案の範囲は対象としない。
- (10) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局鹿児島営繕事務所総務課経理係に承諾願を提出して行うものとする。
- (11) 本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
- (12) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
- (13) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
- (14) 本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取り組み」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51-2号他）に基づき、入札説明書別紙1「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
- (15) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
- (16) 快適トイレの設置
本工事は、現場及び技術に関する説明事項に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
- (17) 本工事は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」の対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。
- (18) 本工事は、工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。
（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）
- (19) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）
- (20) 建設現場の遠隔臨場を行う対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。
- (21) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における建築工事に係るC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年度以降に、元請けとして完成し、引き渡しが完了した建築一式工事で、以下の（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績（民間の施工実績を含む）を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。
共同企業体にあつては、構成員のうちの1社が、以下の（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有していること。

下記要件は同一建物の工事であること。

- (ア) ・構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（軽量鉄骨造除く）
・工事内容 外壁改修、建具改修、屋根防水改修のいずれかを含む改修工事、新築工事又は増築工事（増築にあつては増築部分）

但し、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関連を除く）又は北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事^(※)に係る実績である場合にあっては、工事成績評価通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評価の通知を受けていないもの（工事成績評価の対象となっていない工事は除く。）は実績として認めない（工事成績評価通知書の再発行等については、5年以内のものは当該工事発注事務所にて、それ以前のものは営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）。

※ 工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事（以下同じ。）

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
また、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
本工事の契約締結後、設計図書に記載されていない不可視部分の施工内容等を設計変更する必要がある場合において、変更後の請負金額が建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当することとなった場合、配置予定技術者が本工事に専任しなければならないこととなるので留意すること。
- ① 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない主任（監理）技術者については適切な資格、技術力等を有する者。2級建築施工管理技士の場合は、種別は「建築」に限る。
- ② 平成21年度以降に、元請けの技術者として、工事が完成し、引き渡しが完了した建築一式工事で、以下の（ア）の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）
1人の主任（監理）技術者が施工経験の全ての要件を満たさなければならない。
共同企業体にあつては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

下記要件は同一建物の工事であること。

- (ア) ・構 造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（軽量鉄骨造除く）
・工事内容 改修工事、新築工事又は増築工事（増築にあつては増築部分）

但し、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関連を除く）又は北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないもの（工事成績評定の対象となっていない工事は除く。）は経験として認めない（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）。

さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は原則経験として認めない。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
 - 2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」
 - 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
 - 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）」
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関連を除く）における建築工事のうち、直近4ヶ年度（令和元年度～令和4年度）に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと（詳細は入札説明書による。）。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合

- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次の以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 九州地方整備局の管轄区域の内、鹿児島県に、建設業法の建築工事業に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

入札説明書に示す各評価項目について、2～3段階で評価し加点する。

(2) 総合評価の方法

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～32点の範囲で加算点を、0～30点の範囲で施工体制評価点を加える。

評価項目は、入札説明書に示すとおりとする。

(算出式) 標準点+加算点+施工体制評価点=100点+(0～32点)+(0～30点)
 評価値=(標準点+加算点+施工体制評価点)÷入札価格

(3) 落札方式

- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、上記（2）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、②による。）を落札者とする。
 （ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 （イ）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへと移行する。
くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。

(4) 技術資料の作成

技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

(5) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒892-0812 鹿児島市浜町2番5-1号（鹿児島港湾合同庁舎）
国土交通省 九州地方整備局 鹿児島営繕事務所 総務課 経理係
電話 099-222-5188（代）

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

① 交付期間： 別表1、①に示す。

② 交付方法： 電子入札システムにより交付する。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに上記（1）の担当部局に連絡すること。

(3) 申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 別表1、②に示す。

② 提出場所： 上記（1）に同じ。

③ 提出方法：（ア）電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が10MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

（イ）紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出する。

（ウ）申請書及び技術資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。
ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

(4) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

① 入札書の提出方法： 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、分任支出負担行為担当官（以下「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局鹿児島営繕事務所総務課経理係に持参すること。郵送等又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

② 入札書の締切日時：（ア）電子入札対応の場合

別表1、③に示す期日。

（イ）紙入札方式による場合

上記（ア）に同じ。

③ 開札の日時： 別表1、④に示す日時。

④ 開札の場所： 〒892-0812 鹿児島市浜町2番5-1号（鹿児島港湾合同庁舎）
国土交通省 九州地方整備局 鹿児島営繕事務所 入札室

(5) 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。
また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行鹿児島金生代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
上記3に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定技術者と建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認
本工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
- (6) 支店等営業所の確認
本工事が競争参加資格条件に定める支店等営業所（建設業法第3条第1項に基づく営業所（主たる営業所を除く。））が所在することにより競争参加資格を有することとなる工事に該当する場合、当該競争参加資格を有することをもって入札に参加し、落札者となった者は、落札決定通知後、契約締結までに、当該支店等営業所に関する資料を提出するものとする。
なお、提出された資料については、建設業許可行政庁に提出する場合がある。
- (7) 配置予定技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 電話092-476-3509）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
- (12) 詳細は入札説明書による。

(別表 1) 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和 6 年 5 月 2 8 日 (火) から令和 6 年 7 月 2 日 (火) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である 1 2 時 0 0 分。)
②	申請書及び技術資料等の提出期間	令和 6 年 5 月 2 8 日 (火) から令和 6 年 6 月 1 3 日 (木) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。(ただし、最終日は 1 2 時 0 0 分まで。)
③	入札書の締切日時	令和 6 年 7 月 2 日 (火) 1 2 時 0 0 分
④	開札の日時	令和 6 年 7 月 5 日 (金) 1 0 時 0 0 分